

工事等の成績評定について

1. 契約金額が 300 万円以上の工事及び委託（建設工事に係る測量、調査、設計業務）は評定の対象となります。

1) 工事の場合

「公共工事成績採点表(土木工事)」または「公共工事成績採点表(営繕工事)」を使用して実施。

2) 委託(建設工事に係る測量、調査、設計業務)の場合

「測量業務考査」、「設計業務考査」または「解析業務考査」を使用して実施。

3) その他

災害に伴う応急工事、仮設のみの工事等は評定を省略することがあります。

2. 評定者と評定の範囲

評定者は当該工事(委託)の「監督員」、「係長又は課長等」及び「検査員」で構成され、それぞれ独立して評定します。

1) 「監督員」……工事は公共工事成績採点表の別紙 1、委託は各業務考査(監督員)を使用し、それぞれ完成したときに行う。また、工事の場合は「施工プロセスのチェックリスト」も考慮する。

2) 「係長又は課長等」……工事は公共工事成績採点表の別紙 2、委託は各業務考査(係長又は課長等)を使用し、それぞれ完成したときに行う。

3) 「検査員」……工事は公共工事成績採点表の別紙 3、委託は各業務考査(検査員)を使用し、それぞれ検査完了後に行う。

※土木工事における出来形及び品質のばらつきの考え方は、公共工事成績採点表の別紙 4 を参照して行う。

3. 採点方法

1) 工事の場合（土木工事、営繕工事 共通）

① 公共工事成績採点表の考査項目ごとに、評価対象項目から採点する工事に該当する項目のみを選択する。

② 上記①で選択した項目の中から評価できる項目のみを選択し、その合計数と①で選択した項目の合計数との比率を計算する。（評価値(%) = ② / ①）

③ 上記②で算出した評価値(%)を考査項目ごとの判断基準により評価する。

④ 上記③を公共工事成績調書で集計した結果を評定点とする。

2) 委託の場合(建設工事に係る測量、調査、設計業務)

- ①加点(評価)する場合は、加点要素に「○」とする。
- ②減点(評価)する場合は、減点要素の「○」とする。
- ③加点、減点どちらにも該当しない場合(普通)は、「○」は付けない。
- ④上記①～③を設計業務等成績調書で集計した結果を評定点とする。

4. 結果の通知

請負者または受注者に評定点を通知します。

また、工事の評定点 65 点未満の請負業者に対しては、次回の工事において伊勢市建設工事検査規則第 22 条第 2 項で規定する検査(中間検査)を実施します。

5. その他

工事の評定点は検査実施の翌年度より 2 年間、伊勢市のホームページで公表します。